

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の公開情報を元に作成し、会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

★国交省公開情報（R1.12.6 第 533 号より）

●運転者の体調急変に注意

12月4日、東京都新宿区の都道でバスがハイヤーに追突し、ハイヤーの運転者が死亡する事故がありました。バスの運転者は事故後、インフルエンザだったことが判明しています。

一般的に、インフルエンザは感染してから1～3日間ほどの潜伏期間の後に、高熱、頭痛、倦怠感などが突然現われます。

乗務前点呼で体調に問題がなくても、運行中体調が急変する場合があります。そのため、自動車運送事業者は以下の事項を徹底しましょう。

- ①運転者に対し、体調の異変を感じながら無理に運行を続けることは非常に危険であることを理解させ、その場合は速やかに営業所に連絡するよう指導する
- ②運転者から体調異変の連絡があった時、運行中止等の判断・指示が適切に実施できる体制を整えておく
- ③運転者が体調異変等の報告をしやすい職場環境にする
- ④職場でのうがい、手洗い、消毒用アルコールを使った手指消毒を徹底する

●降積雪期における安全確保の徹底について

雪による自動車事故の発生を防ぐために、気象情報や道路の降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講じましょう。

- ①気象状況や道路状況に応じて、早期にスタッドレスタイヤやタイヤチェーンを装着する。(スタッドレスタイヤの交換時は、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理を確実にを行う)
- ②点呼時は運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、運転者に対し適切な指示を出す
- ③積雪・凍結時における要注意箇所を把握しておく
- ④気象状況が急変した場合は、運行計画の変更や利用者への情報提供等、適切な措置を講じる
- ⑤運転者に対し、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないことや、道路状況、気象状況に応じた安全速度、車間距離の確保について指導を徹底する